

# 下郷小コミュニティハウス開館の利用条件

## 1 利用可能な部屋及び定員

- 研修室 定員24名      ○和室 定員10名  
    ※人と人との間隔を2m取れる範囲の定員とします。
- 図書貸出・返却は可能です。
- ミーティングルームの椅子を利用することはできません。

## 2 利用の形態

- コーラス、カラオケ、詩吟など、大きな声を出すもの  
    ➡飛沫感染の恐れがあるため、当面、利用できません。
- 吹奏楽器の演奏を伴うもの  
    ➡飛沫感染の恐れがあるため、当面、利用できません。
- 体操、ヨガ、太極拳、日本舞踊など、体を動かすもの  
    ➡利用者同士の間隔を空けて行なってください（できれば2m）。
- 麻雀、囲碁、将棋など、相對して行うもの  
    ➡顔が接近するため、当面、利用できません。
- 飲食を伴うもの  
    ➡飲食の際にマスクを外すため、当面、できません。  
    ※熱中症予防のための水分補給は可
- 会議、絵画、彫刻、俳句、手芸など上記以外のもの  
    ➡定員、人との間隔、マスク着用などの注意事項を守れば、利用できます。

## 3 利用の際の注意事項

- 来館前に、体温が37.5度未満で、体調に異状が無いことを確認してください。
- 「利用確認カード」を利用前に記入し、提出してください。
- 館内でのマスクの着用 ※マスクを着用しなければ、利用できません。
- 部屋の出入口や窓の開放（冷房を入れても、多少空けてください。）
- 利用者名簿の作成 ※作成の方法は、裏面参照
- 机など、手のふれた物品の消毒（退館時）  
    ※事務室でお渡しする除菌スプレーとふきんで、机等を拭いてお帰り下さい。
- できるだけ、ご自分のスリッパをお持ちください。

## 利用者名簿の作成 —団体代表者へのお願い—

万一、貴団体の利用者がコロナウイルスに感染した場合、感染拡大を防ぐために、一緒にコミュニティハウスを利用していた方（濃厚接触者）の氏名及び連絡先を、保健所等の公的機関に提供しなければならないことになると思われます。

そのために、貴団体がコミュニティハウスを利用した場合には、各回、次のような内容を記載した名簿の作成をお願いします。

### 【名簿の記載内容】

- ・ 貴団体がコミュニティハウスを利用した日時
- ・ 参加者の氏名
- ・ 参加者の連絡先（電話番号）

※名簿をコミュニティハウスへ提出する必要はありません。

### 【名簿の保管期間】

- ・ コミュニティハウス利用後、1か月

下郷小学校コミュニティハウス